

## 静岡県告示第818号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定に基づき、次のように狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定したので告示する。

令和3年10月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 桜木上垂木狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域

#### (1) 区域

原里の原野谷川に架かる高山橋左岸を起点として、県道大和田森線を東進し、農道小柿沢線との交点に至る。同地点より同線を南進し、林道七窪線との交点に至る。同地点より同線を南進し、市道山中線との交点に至る。同地点より同線を南進し、県道焼津森線との交点に至る。同地点より同線を西進し、県道掛川天竜線との交点に至る。同地点より同線を北進し、市道本郷栃原線との交点に至る。同地点より同線を北進し、県道原里大池線に入り起点に至る線で囲まれた区域。

#### (2) 捕獲禁止鳥獣名

イノシシ・ニホンジカを除く狩猟鳥獣

#### (3) 存続期間

令和3年11月1日から令和6年10月31日まで